

2018年7月6日公布

## 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」

現在、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などを背景に、ライフスタイルに合わせてそれぞれの意欲と能力を生かして働くことができる職場環境の整備などが課題となっています。

「働き方改革」は、従来の働き方や休み方を見直し、働く人の個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現しようとするものです。

### ●時間外労働の上限規制が導入されます

【施行：2019年4月1日～ ※中小企業は2020年4月1日～】

- ・時間外労働の上限は、月45時間、年360時間を原則とします。
- ・臨時の特別な事情がある場合でも、年720時間、月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)が限度になります。

### ●年次有給休暇の確実な取得が必要です

【施行：2019年4月1日～】

企業は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

### ●正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます

【施行：2020年4月1日～ ※中小企業は2021年4月1日～】

同一企業内で、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

問 千葉労働局雇用環境・均等室 ☎043-306-1860

厚生労働省 働き方改革

検索

※詳しくは、厚生労働省ホームページへ

## 11月～12月

### 労働保険適用促進強化期間

労働保険は、労災保険と雇用保険の総称です。農林水産業の使用労働者5人未満の個人事業を除き、労働者を1人でも使用する事業主は、労働保険徴収法により労働保険に加入手続きをしなければなりません。

労働保険は、働く人が労働災害を被った場合や失業した場合に所定の保険給付を行う制度です。パートタイム労働者・派遣労働者も一定の要件により雇用保険が適用されます。

未手続事業の事業主は、至急、加入手続きをしてください。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

問 千葉労働局労働保険徴収課 ☎043-221-4317

東金労働基準監督署 ☎0475-52-4358

ハローワーク千葉 ☎043-242-1181

## ご存じですか

### 標準営業約款制度(Sマーク)

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」では、店頭でSマークを掲げています。

登録店は、安全・清潔・安心を約束する信頼できるお店です。



問 千葉県生活衛生営業指導センター

☎043-307-8272